

千葉県報

定例
平成30年7月3日

第13340号

千葉県報

平成30年7月3日(火曜日)

主要目次

- 解除予定保安林の変更 一
- 中型まき網漁業の許可及び起業の認可の定数並びに申請期間 一
- 道路区域の変更 一
- 道路の供用開始(二件) 二
- 選挙管理委員会告示 二
- 昭和六十年千葉県選挙管理委員会告示第五号の一部を改正する告示 二
- 公告 二
- 大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出(七件) 二
- 土地改良区役員の退任 五
- 土地改良区役員の退任及び就任 五
- 公共測量の終了 六
- 都市計画道路の変更の案の縦覧 六
- 都市計画下水道の関係図書の縦覧 六
- 人事委員会公告 六
- 平成三十年千葉県警察官採用試験(県内第二回)の実施 六

告示

示

千葉県告示第三百一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の二第一項後段の規定により、昭和五十年千葉県告示第三百八十三号(解除予定保安林)を次のとおり変更する。
平成三十年七月三日

千葉県知事 鈴木 栄治

- 一 変更後の解除予定保安林の所在場所
銚子市春日町七五一番三(次の図に示す部分に限る。)、七五四番二
保安林として指定された目的
 - 二 潮害の防備
 - 三 解除の理由
指定理由の消滅
- (「次の図」は、省略し、その図面を千葉県農林水産部森林課及び銚子市役所に備え置

いて縦覧に供する。)

千葉県告示第三百二号

千葉県海面漁業調整規則(昭和四十年千葉県規則第六十九号)第二十五条第二項及び第八条第二項(同規則第二十一条第三項において準用する場合を含む。)の規定により、中型まき網漁業の許可及び起業の認可の定数並びに申請期間を次のとおり定めた。
平成三十年七月三日

千葉県知事 鈴木 栄治

区域	定数
一 中型まき網漁業の許可及び起業の認可の定数	
銚子市地先から富津市富津岬突端、第一海堡中心点、第二海堡中心点、北緯三十五度十七分十六秒東経百三十九度四十四分十三秒の点及び神奈川県横須賀市観音崎灯台中心点を順次に結んだ線に至る間の千葉県海面	四十隻
館山市洲崎灯台中心点と神奈川県三浦市城ヶ島灯台中心点を結んだ線以北の千葉県海面	十七隻
南房総市野島崎灯台正南線から富津市富津岬突端、第一海堡中心点、第二海堡中心点、北緯三十五度十七分十六秒東経百三十九度四十四分十三秒の点及び神奈川県横須賀市観音崎灯台中心点を順次に結んだ線に至る間の千葉県海面	一隻

二 中型まき網漁業の許可及び起業の認可の申請期間
平成三十年七月三日から十七日まで

千葉県告示第三百三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。
その関係図面は、千葉県国土整備部道路環境課及び東葛飾土木事務所において、平成三十年七月三日から三週間、縦覧に供する。
平成三十年七月三日

千葉県知事 鈴木 栄治

道路の種類	区間	変更の前後別	敷地の幅員	延長
一 道路の種類 県道	野田市船形字	前	九・五メートルから	一六〇・七九メートル
二 路線名 我孫子関宿線	山中二、〇〇	後	一一・四メートルまで	
三 変更の区間並びに敷地の幅員及びその延長				